

ながの電気クラブ 規約

(名称)

第1条 本会は、ながの電気クラブと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、長野市大字北長池 1520 番地におく。

(設立年月日)

第3条 本会の設立年月日は 2018 年 1 月 1 日とする。

(目的)

第4条 本会は、以下の目的をもって科学技術に関する事業を行う。

- (1) 子どもの科学技術に対する興味を喚起し、将来の担い手の発掘。
- (2) 世代を越えた交流の促進。
- (3) 科学技術に興味がある人の居場所、活躍の場作り。
- (4) 活動にかかる各人の幸福感や充実感の向上。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) コミュニティ運営。
- (2) 科学技術をテーマとした教室や講座、ワークショップ等の開催。
- (3) オリジナル技術や製品の開発、製造、販売。
- (4) 科学技術を手段とした他団体、組織、法人等の支援。
- (5) 上の(1)から(4)に付帯する事業。

(会員)

第6条 本会の会員は、次の 3 種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。
- (3) 利用会員は、本会が提供する役務の継続的な利用を希望した者とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、別途定める会員規約を承諾の上、入会金と入会申込書を代表に提出し、役員会の承認を得るものとする。入会が承認された場合、入会金は返金しない。

(会員規約、入会金、会費)

第 8 条 会員規約ならびに入会金および会費を次の通り定める。会員は定められた会費を納入しなくてはならない。

- (1) 正会員ならびに賛助会員の会員規約と入会金および会費は別途、総会にて定める。
- (2) 利用会員の会員規約と入会金および会費は別途、役員会にて定める。

(退会)

第 9 条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき。
 - (2) 会費を 2 回以上納入しないとき。

(役員)

第 10 条 本会に次の役職を定め、これらの総称を役員という。

- (1) 代表を 1 名。
- (2) 副代表を 2 名まで。
- (3) 監査役を 1 名。
- (4) 理事を 3 名まで。

役職の兼任はこれを認めないものとする。

- 2 役員は、総会の決議を経て決定し、第 1 項で示す役職は役員会の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(職務)

第 11 条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監査役は、会の業務および資産の状況を監査する。
- 4 理事は会の業務、運営に際しその支援を行う。

(解任)

第 12 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決を経て、これを解任することができます。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 本会の名誉もしくは資産を著しく毀損する行為があったと認められるとき。

(資産)

第 13 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(総会)

第 14 条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、代表が必要と認めた時は臨時に開催できるものとする。また正会員総数の 3 分の 2 以上から請求があった時は、代表は総会を開催しなくてはならない。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 正会員ならびに賛助会員の規約、入会金、会費
- (7) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし文書もしくは電磁的手段によって委任状を提出した正会員は出席したものとみなすことができる。

(議事録)

第 15 条 総会の議事については、議事録を作成する。その際、議事録の作成にあたり議事録署名人を 1 名選出しなくてはならない。

(役員会)

第 16 条 役員会は監査役を除く役員を持って構成する。ただし、必要に応じて監査役が出席して意見を述べる事は妨げない。

- 2 役員会は、代表が招集し総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他の総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。
- 3 役員の過半数が請求した時、代表は役員会を招集しなくてはならない。
- 4 監査役が請求した時、代表は役員会を召集しなくてはならない。

(事業報告書及び決算)

第 17 条 代表は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 18 条 本会の事業年度は、1月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日までとする。

(事務局)

第 19 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(解散)

第 20 条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 解散時に保有している資産の処分については、その方法について総会の議決を経なくてはならない。

(委任)

第 21 条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第 22 条 この規約は総会において、出席者の 2 分の 1 以上の承認がなければ変更できない。

附則 1 この規約は、2019 年 9 月 1 日から施行する。